

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 11 月 5 日(火)午前 9 時 30 分から午前 12 時 5 分
(途中研修会あり)

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(12 人)

会長	1 番 福島 正一郎
会長職務代理者	2 番 新村 幸子
委員	4 番 原 美子
	5 番 小澤 さよみ
	6 番 一ノ瀬 律生

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	吉江 平二
	野澤 洋光
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(2 人)

	瀬戸 真一
	中村 良治

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第 3 号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第 4 号 農地利用配分計画(案)について

五案第 5 号 非農地の承認について

報告事項 なし

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
------	----------------

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

8. 会議の概要

(開会)

<新村職務代理>

どうもおはようございます。今朝は真っ白に霜がおりまして、ほんとに寒い朝になりました。そんななか大変ご苦勞様でございます。ただ今から辰野町農業委員会の総会を開催いたします。

<野澤洋光推進委員>

先日の母の葬儀には皆さんにお世話になりありがとうございました。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためておはようございます。ちょうど辰野町もソバの刈り取りを行っている時でありまして、辰野の中で約 50 町歩ばかりソバを作っております。今現在ながら 70 パーセント位の収穫をしているわけですが、今年はソバに関しては台風があったわけではありますけれど、ほぼ豊作ということで進んでおります。あと、リンゴが台風や春の霜、雹にあったということで、残っているのが 2 割くらいということですので、そういうことを思うとソバに関しては良かったんじゃないかなと思っております。そういった中で今日の農業委員会を開催いたしますので、お願いしたいと思っております。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4 番の原委員さんと 5 番の小澤委員さん、よろしく願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第 1 号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願います。

【議案第 1 号、3 条の規定による許可申請について 1 番～5 番朗読】

<唐澤事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 1 ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字伊那富字新町林…番…、地目は畑、面積 351 m²および、
大字伊那富字新町林…番…、地目は畑、面積 50 m²を、
大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

譲受人のBさんは申請地近くの農地も耕作しており、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 36 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

説明させていただきます。ここは元々BさんがAさんから借りて長年耕作をしていた所です。地図にCと書いてあるところがBさんの自宅であり、自宅に隣接する農地を長年使っていたわけですが、正式に所有権を移転するというので、元々使っていた土地ですので全く問題はないと考えられます。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、
大字伊那富字北畑…番、地目は畑、面積 249 m²を、
大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが取得するものです。

譲渡人のDさんは公務員で伊那市にお勤めの為、耕作するには手不足であり、義理の父であるEさんに譲り渡したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 34 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該

当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

10月16日に私と原委員と行政書士のFさん、Eさんにて立ち会いました。地籍調査における境界杭が4箇所にあっており、はっきりしております。現地なんですが、今村の10mくらいある高台の角にある場所です。今までも耕作していただいていたみたいで、草もないような素晴らしい管理がされている所でした。これといって問題はないと思います。ご審議よろしくおねがいします。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのGさんが所有いたします、

大字辰野字羽場崎…番…、地目は田、面積12㎡および

大字辰野字羽場崎…番…、地目は田、面積389㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのHさんが取得するものです。

譲渡人のGさんは高齢のため耕作ができず、管理、耕作している妻のHさんに譲りたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は53アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

同じく10月16日に私と原委員、行政書士の方とG・Hさんにて立ち会いました。地図を見ていただくと分かりますけれど、(場所の説明)。それで、中央東線側の…番…

(面積 389 m²)の3ヶ所は全部杭が打たれておりました。…番…(面積 12 m²)の線路側の杭は打たれていました。ただ、県道側なんです、ここは田くがありまして、サイフォンを作るために工事用の仮設道路を拡幅したんですが、地元の話でそれは恒久的にしてほしいという要望があり、県道が恒久的なものに作り変えられた道になっております。初期の段階では県道側に2m位の水路があり、歩道があつて、県道があるという状態になっています。初期は5m位の道路のところ、2.5mずつ水路と歩道を付け足すという工事をしたみたいで、初期は歩道部分が予算がつかなかったために仮設という形をとったようです。現地ですが、鉄道と県道との間のくぼ地みたいな所で田んぼと県道との高さが2mくらいの段差があつて、図面にはないが県道側と隣の田んぼの間に2.5m位の道路があります。勾配が10度位あるような急な道路なんです、その中心の所が境界だということで、草刈をしていると境界杭を切ってしまうようなことがあります。それと、県の工事が2回にわたって行われたために、地籍調査の後だと思んですが、歩道の工事は後で行われたということで、そこら辺のいきさつと、勾配があつて下にあるために県道側の杭ははっきりしていません。ただし、線路と県道の間に挟まれた動きのないような土地なものですから、旦那さんが奥さんに生前贈与で所有権移転をし、耕作をしてもらうということで、実質上は問題がないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたらお願ひします。

<宇治推進委員>

現行、田は作っているんですね？引き続き耕作可能だということですか。

<吉江推進委員>

減反のときにそこも減反対象にしたらしく、管理は常にしていた所ようです。

<福島会長>

そのほかに何かありますか。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

4番と5番は譲渡人が同じでありますので、合わせてご説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

千葉県ながれやまし流山市加…丁目…番地の…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字伊那富^{おおみちうえ}字大道上…番…、地目は畑、面積 724 m²を、
大字伊那富…番地…にお住まいのJさんが、

大字伊那富^{おおみちうえ}字大道上…番…、地目は畑、面積 724 m²を、
大字伊那富…番地にお住まいのKさんが、それぞれ取得するものです。

譲渡人のIさんは遠方にお住まいで耕作が困難な為、申請地を分筆しそれぞれをJさんとKさんに所有権移転したいということで申請がありました。

譲受人のJさん、Kさんも、自宅前の農地であり、農業経営の拡充をしたいということです。

この件について、それぞれの譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は、Jさんが 21 アール、Kさんが 55 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件につきまして9月16日に会長と現地確認をいたしました。譲受人の2人はいずれも土地の北側にお住まいで、いずれも農業をされております。地図を見ただけですと、南側いずれも住宅地になっておりまして、境界はきちんとされておりますので、特に問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

<福島会長>

4番5番についてご質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、
大字伊那富字平蔵…番、地目は田、面積1166m²を、

岡山県岡山市北区今^{いま}…丁目…番…に所在します株式会社Bが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のAさんは高齢のため耕作ができず、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のBは、6月に農業委員会で審議、許可されました、今回の申請地の東隣に新設する太陽光発電施設の施工、保守業者でもあり、申請地に太陽光パネル300枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

10月9日にBと、小澤委員、私と立会いで確認しております。境界はしっかりしております。周辺農地への影響等もないと思われます。周辺農地の所有者につきましてはBのほうから話をして了解をいただいているということでもあります。既にCを挟んだ向かい側は、同じBが太陽光を設置する予定になっていますし、今回の措置でこの辺は太陽光が増えるが、周辺農地あるいは住宅等に対する影響はないと思われることから、許可はやむを得ないと考えております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

伊那市長谷非持^{はせひじ}…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、

大字伊那富字久保田…番…、地目は畑、面積392㎡を

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のEさんは、現在町内の賃貸住宅に家族で生活していますが、将来を考え、住宅を新築したい計画であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のDさんは、住宅を新築するため平成10年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、転勤等により事業が施

工できず計画を断念しておりました。今回は継承者であるEさんが申請地を取得し住宅を建築したい計画であります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

測量士の方、私、小澤委員と現地を確認しております。元々平成10年に農地転用が許可になっている場所で、現在の持ち主がここに家を建てる予定でしたが、転勤等で建てられないということでそのまま放置されていた所です。Eさんが購入されて、ここに家を建てるということで、何ら問題がないと思われま

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのFさんが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は田、面積76㎡を、

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのGさんが無償で借り受け、住宅を新築するための申請であります。

貸付人のFさんと借受人のGさんは親子であります。借受人のGさんは現在町外のアパートで生活していますが、家族が増え手狭になったことから住宅を新築したい計画であります。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

10月17日に現地確認を業者と譲渡人のFさんと瀬戸さんと私で立ち会いました。この場所については、…番…(面積79㎡)部分の上に道があるんですが、この道がずっと奥に入ってまして、入り口の道から1m位下がっている状態でしたが、田んぼというよりも休耕田のようになっており、田んぼとしては利用されてはいなかった所です。子供さんが生まれて狭くなったということで、アパートを出て親の土地にというようなことで申請がありました。境も確認いたしましたけれど、問題になるような状況ではありませんでしたので、検討をよろしく願います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたら願います。

<宇治推進委員>

隣の土地について表示がないんですが、ここは。

<宮島推進委員>

道路沿いの所だけで、隣の土地は違う方の土地のようです。現行は荒地になっていました。

<福島会長>

その他ありますか？無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計4件、12筆、面積は11,456㎡、詳細は議案書の8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたら願います。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、4筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書 11 ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と 4 筆、2,858 m²について 10 年 2 ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第 4 号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<唐澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第 3 号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく 11 ページをご覧ください。いずれも瀬戸真一さんへ、4 筆、2,858 m²について 10 年 2 ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と瀬戸さんとの間では事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について】

<唐澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。地図は11ページをご覧ください。

今回は、岡谷市長地小萩^{おさちこはぎ}…丁目…番…にお住まいAさん所有の
大字伊那富字宿平^{しゆくたいら}…番…、地目は田、面積1252m²について申請がありました。

申請地は昭和35年頃から南信パルプに産業廃棄物(チップ)の捨て場として貸していたが、廃業により長年原野の状態となっていました。耕作放棄後20年以上経過しており、農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とするこ

とはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員に現地をご確認いただいております。

<小澤委員>

この件につきまして、私もこの地籍に住んでいまして、この辺については奥に行きますとBがある途中のところですよ。説明のとおり、最初はCさんのチップの捨て場として大きいトラックがあがってきたということは存じております。ただ、廃業になった後は、ほとんど手付かずの状態、葦以外の木も何本も生えてきているような原野になってしまっていて、元々Cさんから返された感じであっても田んぼに戻すようなのは無理な状態です。隣にもCさんの捨て場があった感じでしたが、こちら辺は全体的がこのような形の土地ですので、現況的にはもうどのような形にも戻すことはできない。道の反対側が小横川川で、川沿いのほうへ5～6mどーんと下がるような形の、もうどうしようもない土地ですので、やむを得ず許可をとということになりました。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？

<宇治推進委員>

教えてほしいんですが、田だった所をCに貸し出す。チップ産廃の不法投棄になるような感じですが、田からCに貸すときに特段問題になる議案はなかったんですか？古い話ですが、これからの問題もあるので。許可申請はなされずにチップを捨てていたということですか？

<赤羽事務局長>

当時、昭和30年代の話かと思いますが、当時の農業委員会がなんらかの処理をしたと思いますが、書類的なものは全く残っている状況ではありません。無断というよりも個人の方の農地でしたので、所有者の承認を得てということだと思われます。当時の農業委員会に対してどうだったかということは全く記録がないので、はっきりここでは手続きがされていたかはお答えできるような状況ではありません。

<宇治推進委員>

Cとの契約が切れているとかそういった経緯については書面では残っていないね、まったく。

<赤羽事務局長>

こちらに出すものがないので、AさんとCさんとのやりとりであったと思われます。

<福島会長>

ほかに何かありますか？無いようでありますので挙手をお願いします。(全員挙手)
ありがとうございました。以上で議事を終わりたいと思います。

その他 (事務局 小松)

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地パトロール実施後の感想等に関するアンケート調査結果について

別紙参照

今後の委員活動等に検討していただく参考資料として活用いただきたい。

→人・農地プラン実質化について説明(唐澤事務局次長)

次回総会終了後に今後の委員活動等について話し合いを行う。

<原委員>

上伊那女性農業委員会が行われ、太陽光については上伊那としては条例をもっているところはないということを聞いた。

○次回委員会総会開催日:12月5日(木) 午後1時30分から 役場第2会議室
終了後、委員活動に関わる件の話し合い

--- 県農業会議による「人・農地プランの実質化に向けて」研修会 ---

○第7回えごま栽培作業(水洗い・乾燥)について(古村推進委員)

別紙参照

<赤羽事務局長>

先日の台風19号では果樹2000万の被害が報告されている。

家屋35棟(大きな被害1件、半壊2件)と聞いている。

先ほど訓練があったが、総会中ということで誘導をしなかったが、各自が身を守る行動をとってください。

(閉会)

<新村職務代理>

以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印